

令和6年度調剤報酬等改定項目④

○特掲診療科の施設基準等

(令和6年6月1日施行)

項目	改正後	改正前
第15 調剤	<p>1 調剤基本料の施設基準 (1)(略) (2)調剤基本料2の施設基準 次のいずれかに該当する保険薬局（(3)、(4)及び(6)に該当するものを除く。）であること。 イ 処方箋の受付回数が1月に4千回を超えること（<u>1月の処方箋の受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合の合計が七割を超える場合に限る。</u>）。 ロ・ハ・ニ・ホ（略） (3) 調剤基本料3のイの施設基準 次のいずれかに該当する保険薬局であること。 イ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に3万5千回を超え、4万回以下のグループに属する保険薬局（(6)に該当するものを除く。）のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割5分を超える又は特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。 ロ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に4万回を超え、40万回以下のグループに属する保険薬局（(6)に該当するものを除く。）のうち、保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。 (4) 調剤基本料3のロの施設基準 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に40万回を超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上のグループに属する保険薬局（(6)に該当するものを除く。）のうち、次のいずれかに該当する保険薬局であること。 イ・ロ（略）</p>	<p>1 調剤基本料の施設基準 (1)(略) (2)調剤基本料2の施設基準 次のいずれかに該当する保険薬局（(3)、(4)及び2の2の(1)に該当するものを除く。）であること。 イ 処方箋の受付回数が1月に4千回を超えること（<u>特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合の合計が七割を超える場合に限る。</u>）。 ロ・ハ・ニ・ホ（略） (3)調剤基本料3のイの施設基準 次のいずれかに該当する保険薬局であること。 イ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に3万5千回を超え、4万回以下のグループに属する保険薬局（2の2の(1)に該当するものを除く。）のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割5分を超える又は特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。 ロ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に4万回を超え、40万回以下のグループに属する保険薬局（2の2(1)に該当するものを除く。）のうち、保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。 (4) 調剤基本料3のロの施設基準 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に40万回を超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上のグループに属する保険薬局（2の2(1)に該当するものを除く。）のうち、次のいずれかに該当する保険薬局であること。 イ・ロ（略）</p>

	<p>(5) 調剤基本料3のハの施設基準 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に40万回を超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上のグループに属する保険薬局（（2）、（4）のロ又は<u>(6)</u>に該当するものを除く。）のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が8割5分以下であること。</p> <p><u>(6) 特別調剤基本料Aの施設基準</u> <u>保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局（当該保険薬局の所在する建物内に保険医療機関（診療所に限る。）が所在している場合を除く。）であって、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が5割を超えること。</u></p> <p>2 調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準 (1)~(3) (略) 2の2 調剤基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。</p> <p><u>(1)</u> 1の(1)から<u>(6)</u>までのいずれかに適合しているものとして地方厚生局長等に届けた保険薬局以外の保険薬局であること。</p>	<p>(5) 調剤基本料3のハの施設基準 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に40万回を超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上のグループに属する保険薬局（（2）、（4）のロ又は<u>2の2の(1)</u>に該当するものを除く。）のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が8割5分以下であること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準 (1)~(3) (略) 2の2 調剤基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。</p> <p><u>(1)保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局（当該保険薬局の所在する建物内に保険医療機関（診療所に限る。）が所在している場合を除く。）であって、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が7割を超えること。</u></p> <p><u>(2)</u> 1の(1)から<u>(5)</u>までのいずれかに適合しているものとして地方厚生局長等に届けた保険薬局以外の保険薬局であること。</p>
	<p>3 調剤基本料の注4に規定する保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。 (1)(略) (2) 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率、<u>医療用医薬品「の取引に係る状況及び流通改善に関する取組」</u>に係る状況について、地方厚生局長等に報告していない保険薬局であること。</p>	<p>3 調剤基本料の注4に規定する保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。 (1)(略) (2) 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率、<u>単品単価契約率（卸売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第34条第5項に規定する卸売販売業者をいう。以下同</u></p>

		<p>じ。)と当該保険薬局との間で取引された医療用医薬品に係る契約に占める、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約の割合をいう。)及び一律値引き契約(卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。)に係る状況について、地方厚生局長等に報告していない保険薬局であること。</p>
	(3)(略)	(3)(略)
	<p>4 地域支援体制加算の施設基準 (1)(2)(略) (3) 地域支援体制加算 3 の施設基準 次のいずれかにも該当する保険薬局であること。 <u>イ 調剤基本料 1 又は調剤基本料の注 2 に規定する特別調剤基本料 B 以外を算定している保険薬局であること。</u> □・八 (略)</p>	<p>4 地域支援体制加算の施設基準 (1)(2)(略) (3) 地域支援体制加算 3 の施設基準 次のいずれかにも該当する保険薬局であること。 <u>イ 調剤基本料 1 以外を算定している保険薬局であること。</u> □・八 (略)</p>
	(4)(略)	(4)(略)
	<p>4 の 2 連携強化加算の施設基準 <u>(1)感染症法第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関であること。</u> <u>(2)災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。</u> <u>(3)情報通信機器を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること。</u></p>	<p>4 の 2 連携強化加算の施設基準 <u>他の保険薬局等との連携により非常における対応につき必要な体制が整備されていること。</u></p>
	<p>4 の 3 調剤基本料の注 6 に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関 <u>当該特別調剤基本料 A を算定する保険薬局と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関(当該保険薬局の所在する建物内に所在しているもの(診療所に限る。)を除く。)であって、当該保険薬局における当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が 5 割を超える保険医療機関であること。</u></p>	(新設)

	<p>5 の 2 調剤基本料の注 <u>8</u> に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。 (1)(2)(略)</p> <p><u>5 の 3 調剤基本料の注 12 に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局</u> (1) <u>在宅薬学総合体制加算 1 の施設基準</u> 次のいずれかにも該当する保険薬局であること。 <u>イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注 1 に規定するあらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。</u> <u>ロ 在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。</u> (2) <u>在宅薬学総合体制加算 2 の施設基準</u> <u>イ (1)のイに該当する保険薬局であること。ロ 在宅患者に対する高度な薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。</u></p>	<p>5 の 2 調剤基本料の注 <u>7</u> に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。 (1)(2)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
	<p><u>5 の 4 医療 D X 推進体制整備加算の施設基準</u> (1) <u>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。</u> (2) <u>健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</u> (3) <u>保険薬剤師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有していること。</u> (4) <u>電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有していること。</u> (5) <u>電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有していること。</u> (6) <u>電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。</u> (7) <u>健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認に係る実績を一定程度有していること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

	<p><u>5の5 在宅薬学総合体制加算に規定する患者</u></p> <p><u>(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料（ただし、注2に規定する場合を除く。）を算定している患者</u></p> <p><u>(2) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（ただし、注1のただし書きに規定する場合を除く。）を算定している患者</u></p> <p><u>(3) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者</u></p> <p><u>(4) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注2に規定する場合を除く。）を算定している患者</u></p> <p><u>(5) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注2に規定する場合を除く。）を算定している患者</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
	<p>7 薬剤調製料の注6ただし書に規定する薬剤</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に記載されている薬剤と同一規格を有する薬剤 <u>(ただし、当該医薬品の供給状況により、調剤時に必要な数量が確保できない場合を除く。)</u></p>	<p>7 薬剤調製料の注6ただし書に規定する薬剤</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に記載されている薬剤と同一規格を有する薬剤</p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>8 薬剤調製料の注8に規定する薬剤(1)(2)(3)(略)</u></p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>9 薬剤調製料の注8に規定する患者(1)(2)(3)(4)(略)</u></p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p>9の4 調剤管理料の注5に規定する電子的保健医療情報活用加算の施設基準</p> <p>(1)(2)(3)(略)</p>
	<p><u>9の5 調剤管理料の注6に規定する医療情報取得加算の施設基準</u></p> <p><u>(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

	<p>(2) <u>健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。</u></p> <p>(3) <u>(2)の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。</u></p> <p>(4) <u>(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</u></p>	
	<p>10 <u>服薬管理指導料の注2に規定する厚生労働大臣が定める患者</u></p> <p>(1) <u>介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設若しくは同条第27項に規定する介護老人福祉施設に入所中の患者又は同条第9項に規定する短期入所生活介護若しくは同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護のサービスを受けている患者</u></p> <p>(2) <u>介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院に入所中の患者であって、医師が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第20条第4号ハに係る処方箋を交付したもの</u></p>	<p>10 <u>服薬管理指導料の注5又はかかりつけ薬剤師指導料の注3に規定する医薬品別表第3の3に掲げる医薬品</u></p>
	<p>10の2 <u>服薬管理指導料の注5及びかかりつけ薬剤師指導料の注3に規定する医薬品別表第3の3に掲げる医薬品</u></p>	<p>10の2 <u>特定薬剤管理指導加算2の施設基準</u> <u>当該管理及び指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。</u></p>
	<p>10の3 <u>特定薬剤管理指導加算2の施設基準当該管理及び指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。</u></p>	<p>10の3 <u>服薬管理指導料の注6及びかかりつけ薬剤師指導料の注4に規定する厚生労働大臣が定める患者</u> <u>次のいずれにも該当する患者であること。</u> <u>(1)(2)(略)</u></p>
	<p>10の4 <u>服薬管理指導料の注6及びかかりつけ薬剤師指導料の注4に規定する厚生労働大臣が定める患者</u> <u>次のいずれかにも該当する患者であること。</u> <u>(1) 医科点数表区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算を届け出ている保険</u></p>	<p>10の4 <u>服薬管理指導料の注10に規定する厚生労働大臣が定めるもの</u> <u>次のいずれかにも該当するものであること。</u> <u>(1)(2)(略)</u></p>

	<p><u>医療機関において、化学療法（抗悪性腫瘍剤が注射されている場合に限る。）及び必要な指導が行われている悪性腫瘍の患者</u></p> <p><u>(2) 当該保険薬局において、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の調剤を受ける患者</u></p>	
	<p><u>10の6 服薬管理指導料の注14に規定する厚生労働大臣が定めるもの</u></p> <p><u>かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料に係る患者の同意を得た保険薬剤師と連携した指導等を行うにつき十分な経験等を有する者であること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
	<p><u>11の3 調剤後薬剤指導管理料に規定する厚生労働大臣が定めるもの</u></p> <p><u>次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p><u>(1) 新たに糖尿病用剤が処方されたもの</u></p> <p><u>(2) 糖尿病用剤に係る投薬内容の変更が行われたもの</u></p>	<p><u>11の3 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注4、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注3及び在宅患者緊急時共同指導料の注3に規定する在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の施設基準</u></p> <p><u>(1)(2)(略)</u></p>
	<p><u>11の4 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注4、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注3及び在宅患者緊急時等共同指導料の注3に規定する在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の施設基準</u></p> <p><u>(1) 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。</u></p>	<p><u>11の4 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注7、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注6及び在宅患者緊急時等共同指導料の注6に規定する在宅中心静脈栄養法加算の施設基準</u></p> <p><u>医薬品医療機器等法第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は同法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。</u></p>
	<p><u>11の5 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注7、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注6及び在宅患者緊急時等共同指導料の注6に規定する在宅中心静脈栄養法加算の施設基準</u></p> <p><u>医薬品医療機器等法第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は同法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

	<p><u>(1)のへ中「ホの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第7の5の(2)中「(1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」とする。</u></p>	
--	---	--